

香取市省エネルギー等対策推進方針

～香取市における冬季の節電対策～

令和7年11月

香 取 市

も く じ

1. 目的	p. 1
2. 基本的な方針	p. 1
3. 節電目標	p. 1
4. 実施期間	p. 1
5. 対象施設	p. 1
6. 取り組み実施内容	p. 2-3
7. 市民等への周知と啓発	p. 4
8. 進捗管理の実施	p. 4
9. 節電対策スケジュール	p. 4
10. 今後の中長期的節電対策	p. 4

香取市の今冬における節電対策推進方針

1 目的

市自らが、節電への継続的な行動に率先して取り組むことで、省エネ・節電に対する市民意識の一層の高揚、ライフスタイルとしての定着化、併せて、経費の節減を図ることを目的とする。

2 基本的な方針

令和7年度冬季における電力供給について、国が取りまとめた「2025年度の電力需給対策について」では、最大電力需要時でも3%以上の電力予備率の確保できる見通しを示されたが、香取市では令和6年3月に2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティ宣言を行ったことから、節電による市民サービスの低下や職員の健康への影響を極力回避しながら、確実な節電の実施を図る。

また、我慢をするのではなく、無駄を省いて快適にすごせる方法を用いることとし、各分野における省エネルギー行動の変革促進をより一層進め、設備・機器、庁舎等で中長期的なスパンでの投資回収にも留意し、確実な節電の実施を図る。

3 節電目標

2016年度（平成28年度）比で2027年度（令和9年度）までに32%減を意識しつつ、市施設等の節電の取組が、無理のない形で、確実におこなわれるよう、節電目標を次のとおりとする。

「令和6年度の同期間における電力使用量と比較して7%以上の節電」を実施

4 実施期間

令和7年12月1日（月）から令和8年3月31日（火）まで

5 対象施設

香取市が所有する全施設とする。また、指定管理者施設等についても、施設の公共性に鑑み、歩調を合わせた節電対策を講ずるよう所管課から求める。

6 取り組み実施内容

○ 主な市施設における節電対策

分類	施設種類別	項目	具体的取り組み
施設等	庁舎等 (本庁舎, 支所, 執務室等)	空調	➤ エアコンの使用は、天候・気温等を考慮し、施設の特性を踏まえた温度管理や適切な点検及び運転時間の短縮に努める。 ➤ 事務室・会議室等の室温の目安を19℃とした適切な温度にして、必要に応じて運転時間の短縮を図る。 ➤ 退庁時にはブラインドを下ろし、翌朝の室温下降を抑制する。 ➤ 定時退庁やノー残業デーの徹底を図り、エアコンの使用を抑制する。 ➤ 閉庁日における庁舎の使用を控える。
		照明	➤ 昼休み時間の消灯を徹底する。 ➤ 本庁舎及び支所業務終了後の一斉消灯する。(例：本庁舎：17時45分) ➤ 定時退庁やノー残業デーの徹底を図り、夜間の節電に努める。 ➤ LED照明などへの切り替えを進める。
		OA機器	➤ 時間外において、OA機器の電源を切る。 ➤ パソコンについて、長時間離席時は電源を切り、短時間離席時はスリープモードにする。 ➤ モニタの照度設定の目安を30%とする。
		動力	➤ エレベーターの利用を控える。(3アップ4ダウンの励行) ➤ 支所等はエレベーターの使用を控え、特別な場合を除き階段を利用する。
		コンセント機器	➤ 電気ポット・電子レンジ等の電熱機器の使用を禁止する。ただし、給湯室の給湯器は使用可とする。 ➤ 冷蔵庫の使用については、業務目的のみとする。 ➤ 常時、テレビの電源を切る。 ➤ 業務以外の私物への使用は禁止する。
	市民利用施設 (公民館、コンパス、公衆トイレ, 公園, 道路等)		➤ 自動販売機については、節電モードで運用する。 ➤ LED照明等の高効率照明器具などの更改を進める。 ➤ その他無人施設等は、節電手段が限られ、使用頻度が少なく、使用電力量が極めて小さいことから、目標設定の対象外とする。

分類	施設種類別	具体的取り組み
施設等	福祉施設 (特養, 社会福祉, 保育所等)	➤ 照明については、業務に支障のない範囲で消灯する。 ➤ 施設利用者の健康に配慮をし、指定管理施設についても、市の施設であることから、同様の取り組みを要請する。
	観光施設 (あやめパーク, 道の駅, 川の駅, 博物館等)	➤ 来場者に配慮しながら、室温の目安を19℃とした適切な温度にして、使用してない箇所の照明を消灯する。 ➤ 来場者等の健康を第一に考えたうえで、来場者に周知し、理解を求めた削減を図る。
	上下水道施設等 (上水道, 下水道, 排水施設)	➤ ポンプ等を制限できる施設は、複数同時稼働をなるべく避ける運転方法とする。 ➤ 事務室の窓ガラスに遮熱フィルムを貼り、省エネ効果を高める。 ➤ 委託業者を含めて、執務室等の施設で節電を徹底する。
	教育施設等 (幼・小・中学校, 公民館, 図書館, スポーツ施設等)	➤ 来場者等の健康に配慮しながら、室温の目安を19℃とした適切な温度にして、使用してない箇所の照明を消灯する。
その他		➤ 職員の健康管理と事務効率の低下を極力回避するため、ウォームビズを推奨する。 ・ウォームビズ取組推奨期間：12月1日から3月31日 - ノーネクタイ等での働きやすい服装（ノーネクタイ、カーディガン、タートルネック等） ➤ マスク等による健康管理に努める。 ➤ ノー残業デーの定時退庁を徹底する。

※ 具体的取り組みの内容には、ピークカット対策も含む

※ 指定管理施設についても、市の施設であることから、同様の取り組みを要請する

7 市民等への周知と啓発

今まで、年間を通じて市民等に対して市の節電対策を積極的に周知し、館内掲示を充実させてきた。

冬季のウォームビズや節電対策の取組について、さらに実効性を向上させるために市民等の理解と協力が必要不可欠であることから、取組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する内容について、よりわかりやすく目立つ館内掲示を行っていく。

また、市ホームページ等を活用し、国が推奨する家庭・事務所向けの節電メニュー等を解りやすく掲載する。

8 進捗管理の実施

高圧受電施設にかかる電気使用量について月ごとの節電実績を取りまとめ、また大幅な電気使用量の増減があった場合、その理由について大まかな分析を行ったものを内部システムの掲示板等で公表する。

9 節電対策スケジュール

本方針に基づく取り組みは次のスケジュールとする。

区分	11月	12月	1月	2月	3月
節電対策の策定	検討・推進方針	策定、公表			
節電対策		12/1~3/31 ウォームビズの実施 冬季節電対策取組			
市民等に対する啓発等			市HPへの掲載等		
進捗管理			進捗管理		

10 今後の中長期的節電対策

現在続けられている取組を継続していくことを前提とする一方で、令和5年11月に行った香取市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の中間見直しにより、温室効果ガス量の削減目標が厳しいものとなったことから、これまで以上に市太陽光発電事業での売電収入や補助金等を活用しつつ省電力の高効率照明設備や太陽光発電設備等を導入し、限られた化石燃料の消費削減や温室効果ガスの更なる抑制に努める。